

広報田辺広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱に基づき、広報田辺（以下「広報」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1広告当たり縦46mm、横85mmとする。ただし、広報の1ページに隣り合う2枠を1広告として掲載する場合は、縦46mm、横174mmとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するページの下段とし、掲載する広告の割り付け等については、市が行うものとする。

2 広告数は、1ページにつき4枠までとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠当たり14,300円とする。ただし、広報の1ページに隣り合う2枠を1広告として掲載する場合は、28,600円とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2箇月前の20日までに市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1箇月につき1広告とする。

(広告原稿の提出)

第6条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に添付する広告の原稿は、CD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 第5条第1項の規定による申込みが広告掲載の募集数を超えた場合における掲載決定の優先順位は、市内に事業所（支店及び営業所を含む。）を有する広告主の広告を優先し、当該優先順位が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(インターネット上への広告掲載)

第9条 インターネット上に掲載する「広報田辺」には、広告を掲載しない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月21日から施行し、改正後の広報田辺広告取扱い基準は、広報田辺平成23年10月号掲載分の広告掲載料から適用する。

附 則

この基準は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月21日から施行し、改正後の広報田辺広告取扱い基準は、広報田辺平成29年5月号掲載分の広告掲載料から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。